

中等教育の拡張と変容

—戦前の「補習科」の歴史と機能—

春日裕

目次

- I 序
- II 中等教育制度と補習科
- III 中等教育の拡張と補習科
- IV 中等教育の変容と補習科
- V 結

I 序

わが国の体系的な教育制度は明治5年の学制頒布にはじまるが、制度の整備が進んだのは、小学校令・中学校令・帝国大学令・師範学校令などの諸学校令、諸学校通則が公布された19年以降であり、これらの法令は第二次世界大戦直後までわが国教育制度の基礎となった。教育法規は、議会を通じての法律化ではなく天皇の命令である勅令によって規定されていたが、教育勅令は官僚組織を通じて立案され、それが枢密院に付議され、天皇の名において公布施行されていた。したがって、戦前の教育も官僚による教育支配の体制であったと言える。そうした教育制度や体制の中にあつて戦前の補習科は、明治20年代の後半に中学校から高等学校へ進学するための学力補充を目的とする補完的教育機関として始まったが、30年代の前半には中学校令改正に伴い正系の中学校に附設された正規的教育機関となった。

わが国の教育は戦前戦後を通じて教育統制と競争の原理に基づく効率重視の教育がなされており、補習科は現在も存在している。そうしたことから、戦前の中等教育における問題点が制度や法規等を超えて戦後の後期中等教育の抱える問題との共通性や連続性を有しているのではないかと考えられる。本稿は、そうした補習科の歴史と機能を教育制度と教育行政の関連から明らかにしたいと考えている。そのことは、近代教育史の全体的な展開構造の一定の見通しを得るものではないかと考えられる。また、次稿の『後期中等教育の拡張と変容—戦後の「補習科」の歴史と機能—』と併せて、現在ドラステックに進行中の高校教育改革にあたっての新たな知

見の一つとしたいと考えている。尚、戦前の補習科と戦後の補習科は目的においては共通性を有するものの、教育制度や教育法規等においては異なるため、戦前と戦後とで稿を改めた。

II 中等教育制度と補習科

わが国の体系的な教育制度は明治5年の学制頒布に始まる。しかし、急激な欧米の教育制度の移入と移植は当時のわが国の国情にはそぐわず、まもなく12年の教育令により学制は変更されることとなった。中学校については、17年に中学校通則が文部省達第二号で公布され、続いて19年に勅令第十五号により全9條(条)からなる中学校令が公布された。これはわが国の中等教育制度を確立させたものであり、基本的には戦後の新教育制度発足までの長期間にわたって制度と内容は継続された。24年には勅令第二百四十三号により中学校令中改正がおこなわれ、第6條により尋常中学校は各府県に一校づつ設置が決められ、文部大臣の許可で一府県に一校以上の設置も可能となった。中学校は尋常中学校(明治24年、府・県立45校、私立10校)と高等中学校(全国7校など)にわかれていたが、27年に高等学校令が施行されたことにより、中学校令は尋常中学校にのみ適用されることとなり、あたらしい中学校令も32年に勅令二十八号をもって公布された。明治19年の中学校令公布の年には、全国で56校(府・県立54、私立2)あった中学校も、32年には166校(府立・府管理・県立133、私立33)に増えた。32年の中学校令は、本条18條と附則4條からなり、全体としては政府の教育支配の強いものであったが、その中の第9條で「中学校ノ修業年限ハ五箇年トス。但シ一箇年以内ノ補習科ヲ置クコトヲ得」と定められ、34年3月の文部省令三号による中学校令施行規則によつて中学校に附設する補習科の設置が認められることとなった。こうした中学校令改正を受けて、中学校学則中改正がなされ、35年の東京府立中学校学則第4條では「修業期間ハ一ヶ年、許可制、時数二十四時間以内、学科目

ハ国語及漢文、外国語、数学、其ノ他学校長ノ必要ト認メタ学科目」と定められた。補習科の一年間の修業にあたっては、東京府立中学学則第6條には、「補習科ノ修了セリト認メタル者ニハ第二号書式ノ修業証書ヲ授与ス」と定められており、証書の書式雛形も添付されていた。当時、中学校は急速に拡張される傾向にあったが、帝国大学を頂点とする上級教育機関はエリート養成とその配分に主眼が置かれており、上級学校への進学の道は極めて狭き門であり、それが当然のことと受け止められてきた。そうした中、補習科は上級学校進学準備機関として設けられることとなった。中学校令改正以前には、学校暦が中学校(4月から3月)と高等学校(9月から8月)で異なっており、中学校の卒業と高等学校の入学試験(試験は7月、入学は9月)の時期に空白が生じており、それに対応するためすでに明治27年頃に補習科は設置されていた。その後高等学校の学校暦が変わったが、学力補充としての補習科は継続されることとなった。補習科設置(27年頃)は高等学校令の施行(27年)と時期を同じくしており、中等教育と高等教育が分離されたことに伴うものであった。補習科の認知(32年)は、高等学校進学希望者に対する捲土重来の場の提供であると同時に、中学校は拡張されても高等学校は将来においてもあくまでもエリート養成機関として位置づけていくを示したものであったといえる。

明治19年の中学校令により全国に府・県立54の尋常中学校が誕生したが、主として財源上の問題から25年までその数は漸減の傾向にあった。府・県立の尋常中学校数が増加に転じたのは26年からである。東京では、府立及び府立管理の中学校在33年になるまで府立尋常中学校(現日比谷高校)が一校しかなかったため、同校では定員を毎年増やし志願者の増大に対応していた。しかし、志願者は増加する一方で、31年度の同校の志願者と入学者数は、889人に対し、146人と入学倍率は6倍に達していた。そうした中、同校は25年から高等小学校の優秀生徒の無試験入学(推薦入学)をはじめ、同年は入学者の約3割、26年には5割強を受け入れたため、一般入学試験はますます激化する事態を招くこととなった。さらに、31年には学事規定に「教室ニ多数ナル生徒ヲ収容スルコトハ教授ノ周到ヲ欠クノ虞アリ」と記されており、増大した定員が授業に支障を来していることが指摘されており、次年度より人員を制限することとなった。¹⁾そのため、同校への入学はますます困難を極めることとなった。当時の中学校は、入学だけでなく、進級や卒業も難しく、中途にして退学するものも多かつ

た。29年度の同校では、進級者の割合は83パーセントであり、退学者の割合は28パーセントにのぼっていた。²⁾同校では22年、第一高等中学校予科への無試験入学(推薦入学)の道を開き、27年には32年の中学校令第9條に先だち補習科を設置した。上級学校への無試験入学とともに補習科の設置は、こうした厳しい状況下にあった中学生に対し、進学準備の機会を学校側が積極的に提供した措置といえる。表1は、中学校の卒業生数と中途退学者数を示したものであり、表2は、高等学校の入試状況を示したものであるが、中学校の拡張が高等学校への進学圧力を高めていたこと同時に、中学校の卒業や高等学校入学の当時の困難さを示すものである。27年の高等学校令施行以前の学制は、義務教育小学校初等科4年、高等科4年、尋常中学校5年、高等中学校予科3年、本科2年、合わせて18年の長期間の学校制度であり、教育の負担は国家にとつてもまた、国民にとつても重かった。そうした中、同校の小学生に対する無試験入学の実施は、残る席を目指した受験の激化を短期的に招いたことは事実であるが、明治40年の小学校令改正(修学年限6年)やその後の大正8年の中学校令改正により、中学校入学に五卒(尋常小学校第5学年修了者)を可能ならしめたことや、高等中学校への無試験入学実施が高等学校(大学予科)への四修(中学校第4学年修了者)を可能ならしめるなどの修学年限短縮に寄与した面もあったのではないかと考えられる。

明治27年頃に誕生した補習科は、32年の中学校令により認知されることとなり、大正8年の中学校令改正後一ヶ年の制度(熊本中学:大正8年、府立一中:大正11年、府立四中:大正14年)へと変わっていった。補習科は本来、中学校と高等学校の学校暦の違いから生じていた空白を学力補充しながら埋めることで始まった。しかし、大正末から昭和の初頭にかけては、補習期間も一ヶ年となるとともに対象者は現役生から浪人生へと性格を大きく変えることとなった。その後、昭和期に入るとさらにその性格にも変化が生ずることとなった。すなわち、従来の受験準備教育(アウトプット)だけではない教育的な指導内容(インプット)が増すようになってきたことである。しかし、こうした補習科も太平洋戦争の戦局悪化により、兵員の確保・兵器の増量・食糧自給体制の確立などが緊急不可欠の課題となり、昭和18年1月に中学校、高等学校、大学予科の修業年限を各一年短縮する措置がとられることとなり、中学校においても中学校令改正がおこなわれた。それにより、中学校、高等女学校、実業学校の修学年限は4年制となり、明治32年より教育機

関として機能してきた補習科も同年の勅令三十六号により半世紀近く続いたその歴史の幕を閉じることとなった。補習科は強制力をもって廃止に追い込まれたが、補習の必要性までもが解消されたものではなかった。そのため、勅令による廃止後も補習が継続された学校もあったし、戦後も旧学制から新学制への移行に伴い臨時措置として復活した。さらに、その後昭和 20 年代の半ばに入り大学進学準備機関として再復活をとげることとなった。

Ⅲ 中等教育の拡張と補習科

補習科は明治 27 年頃すでに設置されてはいたが、32 年の中学校令第 9 条とそれに伴う学則改正をうけ、許可制によりその設置が正式に認められることとなった。しかし、各校の補習科は大枠としての規制や統制は受けるものとなったが、それぞれ独自色を有したものであった。府立第一中学校(現日比谷高校)は、明治 27 年 5 月に補習科を設置し、その後大正 11 年には一ヶ年の補習科へと移行した。設置当初の入学者は本校出身者に限られていたが、高まる進学希望に対応して 14 年には二学級とし、定員の不足分を他校出身者にも開放した。府立第四中学校(現戸山高校)は、府立四中となる明治 34 年以前の城北尋常中学校時代(明治 27 年から 33 年)から補習科を設置していた。やはり、設置当初は府立一中同様に本校出身者が対象であったが、大正 14 年から一ヶ年に移行した際、“四中補習科”と称して他校出身者にも門戸を開放した。熊本中学校(現熊本高校)は明治 34 年から補習科を置いたが、同校の補習科規定(大正 8 年)は、「第五條 補習科ニ入学セシムベキ生徒ハ、熊本県立中学校ノ前学年度ノ卒業生ヲ主トシ、尚編制上余裕アルトキハ前々学年度卒業生ノ入学ヲ許可ス。県立中学校ノ卒業生ヲ入レ、尚編制上余裕アルトキハ県下私立中学校卒業生ノ入学ヲ許スコトアルベシ」と定めており、³⁾ 設置当初は本校出身者対象の補習科と言う性格が強かった。しかし、その後昭和期に入ると志願者も大幅に増え、昭和 11 年頃になると入学者の割合は本校出身者四分の一に対し、他校出身者が四分の三となり、熊本中学校補習科というよりも“熊本県立補習科”としての位置づけが強まることとなった。このことは、補習科が高等教育機関進学のために欠くことのできない教育機関となっていたことを示すものである。富山県立第一中学校(後の富山中学校、現富山高校)も熊本中学校と同じ明治 34 年に補習科を設置し、府立第三中学校(現両国高校)と府立第六中学校(現新宿高校)は昭和 2 年にそれぞれ補習科を設置した。府立六中補習科は府立一中や府立四中と同様に

当初は入学者を本校出身者に限っていたが、昭和 6 年度より“六中補習科”と称して他校出身者にも門戸を開放した。一方、府立三中補習科は設置当初より他校出身者に門戸を開放しており、他校出身者のほうが本校出身者よりも多いという特色を持っていた。同校の昭和 2 年の定員は約 100 名であったが、本校出身者の割合が 3 割に対し他校出身者のそれは 7 割にのぼり、その後もそうした傾向は続いた。⁴⁾ 府立第八中学校(現小山台高校)も昭和 4 年に補習科を設置するなど昭和の初頭には補習科の設置が相次いだ。入学に関して言えば、府立三中補習科は設置当初より開放的性格が強いと言える。一方、府立一中・府立四中・熊本中・府立六中補習科は当初本校出身者主体の閉鎖的な性格が強いものであったが、補習期間の一ヶ年へと移行と志願者の増大を背景に大正末から昭和初頭にかけて閉鎖的な性格から開放的な性格へと変容していった。

教育課程は、明治 34 年の中学校令施行規則で全国的に定められ、これをもとに中学校学則が作られ、各校の細則も定められた。施行規則第一條で「中学校ノ学科目ハ修身、国語及漢文、外国語、歴史、地理、数学、博物物理及化学、法制及経済、図画、唱歌、体操トス」と定められ、第十七條で各学年の時数が示された。府立三中補習科(昭和 2 年頃)の教科は、東京府立中学校学則第 4 條に則り、必修である国語及漢文(国語・漢文・作文)7 時間、数学(代数・幾何)7 時間、英語(解釈・文法と作文)6 時間に加え、学校長の裁量にもとづき、物化(物理・化学)2 時間、歴史 2 時間が加えられ、合わせて五教科となり、時数は規則に定められた最大の 24 時間であった。⁵⁾ 教育課程は五年生のそれに近い教育課程が組まれていたが、修身(1 時間)と体操(3 時間)という全学年必修教科の履修の義務が補習科にはなかったためそれらが組まれていなかったことと、数学の時間が多い(施行規則では 4 時間)という特色を持っていた。熊本中学校補習科(明治 34 年)の教育課程は漢文、代数、三角、英語、物理の五科目 15 時間であり、施行規則の定めを弾力的に運用したものとなっていた。しかし、大正 8 年に国語及漢文、数学、英語が必修教科となり、歴史・地理・博物・物理及化学・図画の一科若しくは二科を加えた 18 時間以上となり、施行規則に近づいたものとなった。⁶⁾ また、第一中学校補習科(富山県・明治 34 年)の教育課程は漢文、数学、英語、物理の 4 科目 11 時間と科目・時間ともに熊本中学校補習科のそれよりも更に少なかった。明治 36 年に国語、歴史、博物、理科が加わり 15 時間、37 年にはさらに 2 時間増えて 17 時間、39 年には 18 時間とな

った。同校は当時本科生の定員が各学年 20 名から 30 名程度と少なく、明治 34 年の補習科生も僅か 2 名であった。翌年度補習科生は 23 名に増えたが、その後も 20 名から 10 数名で推移した。⁷⁾ 同校にあっては補習科よりも本科生の定員増をのぞむ声が強かったようであるが、本科生を増やしても上級学校への道は険しく、また全国的な補習科設置の流れの中で同校も他校にならって補習科を設置したのではないかと考えられる。それぞれの設置年度の違いや設置事情の違い等から三校の教育課程の特色を明確にし対比することは困難であるが、単純化して言うならば府立三中補習科のそれは施行規則の定めに近い五教科型であるのに対し、熊本中学補習科と第一中学補習科のそれは施行規則の最低必要要件を満たしたかたちでの三教科型とすることができる。こうした各校補習科の教育課程の特色は進学先、学校規模、補習科生徒数、さらには中央と地方という地域差等が反映されたものと言えよう。

教科内容や方法は教育課程と教材に規定される面が強い。教育課程についてはすでに概観したが、教材の中心としての教科書は、中学校に対しては施行規則第十二條により検定済のものを使うことが原則であった。しかし、補習科にはそれが適用されていなかったため教材の選定や活用方法などは学校の方針、教科担当者の判断、時間数等によって異なっていたようである。府立三中補習科で昭和 10 年前後に使われていた英語の教科書は、『THE INTELLECTUAL LIFE』であった。著者の澤村は序文で、“高等学校の教科書を適当な形にまとめることは年来の希望であり、今度その一端が実現した……第八高等学校在職中に実際に使用したものの中から選択した…”⁸⁾と述べているように、この教材は、当時の高等学校で使用されることを目的につくられたものであり、学力養成とともに教養的要素の強いものであった。同じ時期に使用されていた同中学校 3 年生の教科書は『OUTLINES OF ENGLISH GRAMMAR』⁹⁾と『ETHICS FOR YOUNG PEOPLE』¹⁰⁾で、二冊ともに文法を中心とする基礎力の養成に主眼が置かれたものであった。補習科で使用された教科書はまちまちのようであり、それらを示す詳細な資料が無いと、一部の教科書と元補習科生の手記などから推測すると、補習科の一義的目的は受験学力の養成であったが、現実には高等学校の教育内容に近い教養的な授業や指導がなされていた一端が伺える。

進路面についてみると、府立三中補習科生(昭和 2 年)の志望先は、高等学校文科 10 名、高等学校理科 36 名、

商科大学 15 名、高等工業 7 名、私立医科大学予科 15 名、私立医専 5 名、その他 9 名(理科と医科は重複)と進路先に理科や医科が多く、その他の進路先も広範にわたっていた。¹¹⁾ 一方、熊本中学補習科生(昭和 10 年)について見ると、圧倒的に高等学校志望者が多く、地理的な条件などからしても当時は第五高等学校の志望者が多数ではなかったかと推測される。¹²⁾ 学校や教員の組織といった面も見逃せないが、両校補習科生の進路先の違いも教育課程や教育内容の違いに影響を与えたのではないかと考えられる。

IV 中等教育の変容と補習科

次の資料は補習科規定、元補習科の手記、補習科の教科外活動と行事、補習科の年間予定であり、これらから当時の補習科の内実や変容をうかがい知ることができる。
(大正 8 年熊本中学校補習科規定)¹³⁾

- 第 1 条 補習科は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
- 第 9 条 前学年の補習科に除籍せられたる者は、再び翌学年の補習科に入ることを得ず。
- 第 10 条 卒業生にして補習科に入学せんと欲する者は、保証人連署の上願出づべし。退学のときも同じ。
- 第 12 条 補習科生徒にして次の各号の一に該当する者は、これを除籍す。
- 一 正当な事由なくして引続き一箇月以上欠席したるもの。
 - 二 如何なる事由あるも出席恒ならざるもの。
 - 三 如何なる事由あるも二ヶ月以上引続き欠席したるもの。
 - 四 予定授業時数中三分の一以上欠課したるもの。
 - 五 授業料の納付指定日後尚 10 日以内に納付せざるもの。
 - 六 操行不良にして規則を遵奉せず、万事不規律怠慢なるもの。
- 第 13 条 凡て服装は本科生徒に同じく、毎日登校の際は必ず規定の制服を着くべし。
- 第 14 条 補習科生徒は特に規定したる場合を除くの外、すべて本科生徒に関する校則心得を遵守すべし。
(熊本中学校元補習科生手記)¹⁴⁾

“私は昭和 5 年に熊中に入學した。…補習科の生徒は全員受験に失敗した浪人。しかし、何故かあまり悲壯感はなかった。…当時中等学校の各種スポーツ大会には補習科生も参加を認められていた。…私は毎日練習に引っぱり出され、試合に出ていった。…私どもは入学と同時に

にカバンの代わりに背のうを背負わされ、学校内での軍事教練が強化されていた。しかし、受験競争は今のような状態とは違ってゆとりがあった。その背景には、経済的な理由で進学率が低かったこと、中学が五年制だったこともあるが、補習科の存在がその一翼をになっていたこともいえない。私は補習科に一年行って、結局希望の学校には行けなかったが、私にとって補習科の一年は悔いのないものであった。そして補習科の生活は私のこれまでの人生にゆとりを与えてくれた。”

〈補習科の教科外活動と行事〉¹⁵⁾

「親睦遠足(昭和6年)」

「中等学校各種スポーツ大会への参加(昭和10年)」

「宿泊学習会(昭和10年)」 「臨海教育(昭和10年)」

「訓育・家庭訪問(昭和11年)」

「父兄会(昭和11年)」

以上、[熊本中学校補習科]

「入学式、始業式、終業式、修業式(昭和2年)」

「茶話会(昭和2年)」 「修学旅行(昭和3年)」

「遠足・水泳・登山・写生(昭和3年)」

「始業式への父兄と保証人の参列(昭和6年)」

「校長による修身講話(昭和7年)」

「人格教育のための校長による人物考査(昭和8年)」

「東郷平八郎宅講話(昭和8年)」 「神宮参拝(昭和8年)」

「入試での身体検査の実施(昭和9年)」

「服装検査(昭和9年)」 「教練の附加(昭和10年)」

「学年旅行(昭和11年)」 「全校遠足(昭和11年)」

以上、[府立第六中学校補習科]

(「」は教課外活動と行事、()は実施年度、[]は学校名)

〈補習科の年間計画〉

府立六中補習科の資料¹⁶⁾を中心に昭和10年頃の補習科の年間予定を再現(一部推測を含む)してみると、およそ次のようであったのではないかと考えられる。

4月中旬：入学考査(学力考査・身体検査・人物考査)、

4月中旬：入学式、始業式、授業開始

5月上旬：修学旅行

6月中旬：遠足

7月上旬：定期考査

7月下旬：終業式

9月上旬：始業式、服装検査、実力考査、運動会

11月上旬：実力考査、講演会

12月下旬：終業式

1月上旬：始業式、実力考査

2月下旬：修業式

熊本中学補習科の補習科規定によると、補習科生は本

科生に基本的に準ずるとあるが、第12条に六項目からなる厳しい除籍規定が定められている。¹⁷⁾ 第一中学補習科では明治37年4月に制服制帽が定められ、帽子の横白線の幅と学年徽章が本科生とは異なるものとなったが、その他については本科生と同じと定められた。¹⁸⁾ 同時期の府立一中補習科、府立四中補習科をみてもそうした規定は見当たらず、その後補習科を設置した府立三中・府立六中・府立八中補習科においてもそうした規定を見出すことができなかった。補習科規定が存在しなかったと断言はできないが、補習科は本科に準ずるとの記述は数多く登場してきており、制服に関する規定などのごく一部を除き、本科生に準じた扱いがされており、熊本中学補習科のような規定は少なかったのではないかと考えられる。昭和の初頭、熊本中学校補習科担任であった進藤担平は当時の補習科について次のように回想している。¹⁹⁾ “私が補習科担任を希望したのは、一年から担任した生徒が卒業はしたが、浪人するのが可哀そうだったからである。それまでも補習科はあったが、出席がつねでなく校規をみだし、いわば学校のガンとなっていた。” また、第一中学補習科の設置当初においても次のような記述がみられる。²⁰⁾ “学校側が進学指導に熱を入れた割には補習科生の出席率は良くなかった。当時上級学校の試験は5月～7月が多く、日が近づくに欠席者は激増した。” 補習科生は上級学校を目指し、規則を遵守することはもとより勉学に精励していたと考えるのが一般的であるが、そこにはそうした姿とはかけ離れた姿もあったようだ。熊本中学補習科の規定(12条)はそうした補習科生の実態を反映して制定されたものであったと考えられる。また、教科外活動や行事については、受験生活に変化や潤いをもたせようと配慮されたものであると同時に補習科を中等教育の一部と見なしていたことの表われでもあったと考えられる。さらに、本科生と補習科生の教科外活動と行事を一体のものとするのは学校運営や教育運営上の利便性も有していたと考えられる。尚、昭和に入ってから、本科と補習科の教科活動と教科外活動はさらに内容を一つにするものが多くなるなど、本科と補習科の指導体制は益々一体化しつつあった。

戦前の補習科は、明治27年頃から大正8年頃までは草創期と呼べる時期であり、中等教育学校から高等教育学校進学希望者の学力補充の機会及び場として存在し機能していた。当時の中学校は複線型の教育制度の中にあつて唯一高等学校さらには大学へとつながる一連のエリート養成課程のなかに位置づけられてはいたものの、大学は少数の人材登用と配分のための機関であったため、

極めて数は少なく、高等学校は大学の予科機関であったため、大学と同様に数は少なかった。中学校へ入学することさえも困難な状況に加え、進級や卒業も難しく、また、当時の高等学校の試験問題は今に言う難問奇問のたぐいが多く受験者を悩ませていた。高等学校進学がほとんど大学への進学に直結していた時代であって、補習科が求められる必然性がそこに存在していた。大正8年頃から昭和初期にかけての時期は補習科の発展期あるいは移行期と呼べる時期であった。四ヶ月の短期であった補習期間が一ヶ年の補習期間へと延長され、補習科の設置も相ついだ。そして、従来閉鎖的であった性格も開放的なものに向かうこととなった。しかし、補習科や補習科生の増加により、進路先も高等学校だけでなく専門学校や軍関係の学校などに多様化し、生徒の意識や意欲の低下も招くこととなった。そのため、教育的な配慮や指導が必要とされるようになっていった。熊本中学補習科規定の制定はそうした対応策の一つであったと言える。この時期の補習科は高等学校進学のための学力補充としての役割を担うとともに増大した補習科生を高等学校以外の学校へ振り分ける機能も果たすこととなった。昭和初期から勅令により廃止になる18年までは充実と変容を併せ持った時期と言える。補習科や補習科生の増大は、教科教育や教科外教育の面においても本科生と補習科生を別扱いとすることを困難にし、両者の指導は一体のものとならざるを得なくしていった。そのため、補習科生は本科生の上級生的な位置を占めることとなった。こうして補習科は進学準備教育機関だけでなく教育機関としての側面を強めることとなっていった。しかし、第二次世界大戦の勃発とまもなくの戦局の悪化が補習科の性格を大きく変えることとなった。進学に対する考え方にも変化が生じ、補習科への身体検査の導入、修身講話、教練の附加、修学旅行の中止や旅行にかわる神社参拝などは補習科で学ぶことの意味を大きく低下させ、入学者の減少傾向も招くこととなった。

(昭和18年7月、東京府(市)は東京都となり、府立中学は都立中学に改名されたが、煩雑さを避けるため、府立中学として統一して表記した。また、中学校や中学の表記は文脈の関係から統一せず、校名も略称を用いた。また、規定なども現代仮名遣いに改めた箇所がある。)

V 結

近代教育の一つの特徴は、統制と競争原理に基づく効率重視の教育が行なわれていたことであった。明治19年に戦前の教育制度体系の基礎が形成されたが、当時、

大学に至るまでの修学年限は長く、補習科制度については想定もされていなかった。しかし、教育機会の拡大は、高等教育機関への進学圧力を生むこととなった。補習科は、そうした高等教育への進学を望む生徒や親の要請を受けて、あるいは学校や教師が率先してその対応を学校レベルでおこなったものであった。32年の中学校令によって補習科が教育体系に組み込まれることになったのにはいくつかの理由が考えられる。一つには、27年頃から補習科が存在し、進学準備機関として機能していたこと。二つには、中学校に併設されている補習科は府・県立であり、直接的には国家の教育財政に影響を及ぼさなかったこと。三つには、高等教育機関への人材登用の裾野を広くすると同時に高等学校以外へも生徒を振り分ける社会的選別機能を有していたこと。四つには、補習科にもその他の教育機関と同様生徒・学生を組織化におさめ、指導や規制等を施す保管機能が備わっていたこと。こうした補習科の機能は国家の教育政策とも合致するものではなかったかと考えられる。明治・大正時代は教育に対する統制が強く働いていた時代であったが、補習科に対する統制は弱く、競争も個人的なレベルにとどまっていた。補習科は教育機関として大卒の規制や統制は受けたものの、教育は学校独自の方針と方法に基づいてなされていた。一義的な目的は進学準備教育にあったが、それぞれの学校は伝統や地域性を反映した自由で個性的な教育を行うことが可能であった。補習科に対する統制が強まったのは、昭和6年に満州事変が始まり、戦時色が強まったことと連動している。そうした中補習科に対する統制も厳しさを増し、教育内容も大きく変わり、補習科の独自性も失われていくこととなった。また、補習科の有していた社会的選別機能や保管機能は皇国民教育にも利用されることとなり、そこで学ぶ意義もしいに低下していくこととなった。

補習科や補習科生が教育全体のなかで占める割合が少なく、制度としても十分確立していない段階においては、進学をめぐる問題はあくまでも個人的な問題にとどまっており、学校を挙げて或いは学校間で進学成果を競うということはなかった。そのため、入学(インプット)に際しても学校独自の方式をとることが可能であり、教育内容や方法(スループット)も弾力的に運用され、進学成果(アウトプット)に翻弄されるような教育や指導を行わずに済んでいた。しかし、補習科や補習科生の拡張により、本来個人的なレベルの問題であった進学問題に対する学校の役割が高まることとなり、生活指導においても学校が責任を負うという指導システムへ転換していくこととなった。

組織が大きくなり、制度が確立されることにより統制や競争原理が補習科においても強く働くようになり、個性的な教育は画一的な教育へと転換していくこととなった。制度の整備と高まりが順機能のみならず逆機能を生み出すこととなったと言える。補習科制度の整備と高まりによって生ずることとなったこうした指導体制は、戦後の初等教育や中等教育にも引き継がれることとなり、日本にあってはあたり前と受け取られているものの、諸外国では殆ど例を見ない日本特有の教育システムの基礎となった。こうしたシステムの下では、生徒や親の学校に対する過度の期待や依存を生むこととなると同時に、学校や教師が生徒の進路決定に対して過度の介入をしたり、主導権を有することとなり、結果的には生徒の学習権や選択権を狭めることとして作用することとなった。このように、戦前の補習科をめぐる問題は、中等教育の完成教育のあり方、進学準備教育のあり方、学校や教師の指導の範疇と限界、さらには生徒の学習権や選択権の問題等、教育制度や教育法規等を超えて現在直面する問題との連続性や共通性を有していると言えよう。

表1 中学校卒業者と中途退学者数

	卒業生数	中途退学者数
明治33(1900)年	7,747	11,178
明治34年	9,444	11,676
明治35年	11,131	16,099
明治36年	12,417	19,760
明治37年	14,215	17,824
明治38年	14,406	17,214
明治39年	15,556	18,937
明治40年	15,238	18,639
明治41年	14,605	18,827
明治42年	15,790	18,582
明治43年	16,763	17,653
明治44年	17,561	17,191

出典 (斎藤利彦『試験と競争の学校史』平凡社 1995)

表2 高等学校の入試状況

	入学志願者	入学者	合格率(%)
明治32(1899)年	3,635	1,793	49.3
明治33年	3,931	1,491	39.7
明治34年	5,052	1,702	33.7
明治35年	4,574	1,646	36.0
明治36年	4,214	1,612	38.3
明治37年	4,076	1,480	36.3
明治38年	4,709	1,470	31.2
明治39年	5,151	1,475	28.6
明治40年	6,004	1,847	30.8
明治41年	9,807	2,009	20.5
明治42年	8,977	2,111	23.5
明治43年	9,278	2,147	23.1
明治44年	8,082	2,199	27.2
明治45年	9,185	2,065	22.5

出典 (斎藤利彦『試験競争の学校史』平凡社 1995)

注

- 1) 『日比谷高校百年史 上巻』東京都立日比谷高等学校、1979、p74
- 2) 前掲『日比谷高校百年史』p62
- 3) 『熊中熊高八十年史』熊本県立熊本高等学校、1986、p819
- 4) 『東京府立第三中学校学友会誌』東京府立第三中学校、No53、p262
- 5) 前掲『東京府立第三中学校学友会誌』No51p232、No53、p262-263
- 6) 前掲『熊中熊高八十年史』p817-819
- 7) 『富中富高百年史』富山県立富山高等学校、p318-320
- 8) 研究社 大正13年発行 著者澤村寅二郎
- 9) 大日本図書発行 大正15年文部省検定済
- 10) 北星堂書店発行 大正5年文部省検定済
- 11) 前掲『東京府立第三中学校学友会誌』No53、p262-263
- 12) 前掲『熊中熊高八十年史』p830
- 13) 前掲『熊中熊高八十年史』p819-820 規定は全1条からなるが、そのうちの一部を抜粋し、仮名遣いを改めた。
- 14) 前掲『熊中熊高八十年史』p825-826 より一部を抜粋した。
- 15) 前掲『熊中熊高八十年史』、『七十年の歩み』府立六中都立新宿高等学校 1993
- 16) 前掲『七十年の歩み』
- 17) 前掲『熊中熊高八十年史』p819-820
- 18) 前掲『富中富高百年史』p320
- 19) 前掲『熊中熊高八十年史』p821
- 20) 前掲『富中富高百年史』p320

Expansion and Changes in Secondary Education

—History and Function of Supplementary Instruction

(HOSYU-KA) during Pre War Era —

Hiroshi KASUGA

This investigation is about the history and function of supplementary instruction(HOSYU-KA) of Japan in Pre War Era. One characteristic of education of Japan in the Pre War Era was competition and control. High-education of Japan in those days was considered great elitist educational.

Due to waiting period of graduates of secondary schools of four(4)months to enter high school, the HOSYU-KA was introduced in those days. Later on however, with the change of school calendar, HOSYU-KA became an individual concern.

HOSYU-KA continued from 1894 to 1943 in the Pre War Era and was abolished during the World WarⅡ. The main purpose of HOSYU-KA was to train and upgrade one's scholastic ability. It was also used for safekeeping function of the school. But, it eventually dispersed students to different areas of society. The area on field of specialization which a student must take was highly influenced by a teacher in Japan during the Pre War Era. And such opinion was highly agreed upon by parents.

The increased adoption of HOSYU-KA resulted to expansion of educational organization thereby making the government improve the maintenance of the school system, academic control and competition. Issues and problems emerging from the HOSYU-KA would suggest alternative measures and solutions in the present education problems.